

中野市地球温暖化防止実行計画

【事務事業編】

令和6年3月

目次

第1章	計画策定の背景	1
1.	地球温暖化とは	1
2.	地球温暖化の影響	1
3.	計画策定の趣旨	1
第2章	計画の概要	4
1.	目的	4
2.	期間	4
3.	計画の位置づけ	5
4.	対象とする温室効果ガス	5
5.	対象とする事務・事業の範囲	5
第3章	温室効果ガス排出量の削減目標	7
1.	温室効果ガス排出量の算定方法	7
2.	温室効果ガスの排出状況	7
3.	項目別使用量及び温室効果ガス排出量の推移	8
4.	温室効果ガス排出量の増減要因と削減に向けた課題	9
5.	削減目標	10
第4章	目標達成に向けた取組	11
1.	基本方針	11
2.	取組における数値目標	11
3.	具体的な取組内容	12
第5章	計画の推進	15
1.	推進体制	15
2.	計画の見直し、実施状況の公表	16

第1章 計画策定の背景

1. 地球温暖化とは

地球は、太陽からの熱（エネルギー）で暖められています。その熱は、地表で反射するなどして宇宙に放出されますが、地球の表面には窒素や酸素、二酸化炭素などの大気を取り巻いており、特に二酸化炭素などの温室効果ガスは宇宙に放出される熱を吸収し、地球の表面に戻すことで地球の平均気温は 14℃程度に保たれています。もし、温室効果ガスがなければ、地球の平均気温はマイナス 19℃になるといわれています。

しかし、近年の人間活動により大量の温室効果ガスが排出され、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地表で反射された熱の吸収量が増えています。その結果、地球の気温が上昇しています。

このように地球規模で気温が上昇していることを地球温暖化といいます。

2. 地球温暖化の影響

気象庁「気候変動監視レポート 2022」によると、世界の年平均気温は、100 年あたり 0.74℃の割合で上昇しており、日本の年平均気温についても、100 年あたり 1.30℃の割合で上昇していると示されています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が令和 3（2021）年 8 月に発行した第六次評価報告書第一作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

このまま地球温暖化が進むと異常気象の増加や、海面上昇による土地の喪失、水資源の枯渇、漁業や農業への悪影響、森林火災の増加など、私たちの生活に深刻な被害をもたらす可能性が指摘されています。

3. 計画策定の趣旨

（1）国際的な動向

平成 27（2015）年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30（2018）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030 年までに 2010 年比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。

(2) 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和2(2020)年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

さらに、令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)が施行されました。

令和3(2021)年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。

また、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」の改定も行われ、温室効果ガス排出削減目標を令和12(2030)年度までに50%削減(平成25(2013)年度比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

(3) 長野県の取組

長野県では、平成18(2006)年3月に「長野県地球温暖化対策条例」を制定、令和4(2022)年3月に当条例を改正しました。

また、平成15(2003)年度に長野県の区域に関する温室効果ガス排出量の削減に関する目標及び目標達成に向けた取組等について定めた「長野県地球温暖化防止県民計画」を策定し、2度の改定を経て、令和3(2021)年6月には2050ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指すため、新たに「長野県ゼロカーボン戦略」を策定しました。

長野県が行う事務事業における温室効果ガス排出量については、令和3(2021)年6月に「第6次長野県職員率先実行計画」を策定しています。

(4) 中野市の取組

中野市では、中野市環境基本条例に基づき策定した「中野市環境基本計画」が目指す『緑豊かなふるさとを共に作るまち なかの』を実現するため、環境保全に関する様々な取組を行ってきました。

本市では平成18(2006)年3月に、市及び職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、「中野市地球温暖化防止実行計画」(以下、「事務事業編」という。)を策定し、二酸化炭素の排出抑制を重点に取組を始めており、令和3(2021)年2月には事務事業編の3度目の改定を行

い、「中野市地球温暖化防止実行計画」(第四次)を策定し、取組の強化を図っています。

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めた「中野市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」の策定と併せて、市が率先して脱炭素に向けた取組を推進するため、「中野市地球温暖化防止対策推進実行計画(事務事業編)」を改定します。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条(抜粋)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第2章 計画の概要

1. 目的

温対法第 21 条第 1 項の規定により、地方公共団体は、地球温暖化防止のため、地方公共団体の事務及び事業について、温室効果ガス排出量削減のための計画を策定することとされています。

本市はさまざまな政策や事業を行う行政の役割のほか、各種の製品の購入・使用や建築物の建築・維持管理等、大規模な事業者・消費者としての性格も併せ持っています。つまり、その地域の経済活動の主体である行政が率先して地球温暖化対策に取り組むことは、地域における温暖化対策の大きな推進力になります。

このことを考慮し、本実行計画は地球環境問題の一つである地球温暖化に対して、その要因である温室効果ガスを抑制するため、行政自らが率先して取組を行い、地球温暖化対策の推進を図るとともに、市民・事業者の自主的な取組を促進することを目的とします。

2. 期間

本計画の期間は令和 6（2024）年度から令和 12（2030）年度までの 7 年間とします。

国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、目標年度は令和 12（2030）年度、基準年度は、平成 25（2013）年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。

図 2 - 1 計画期間

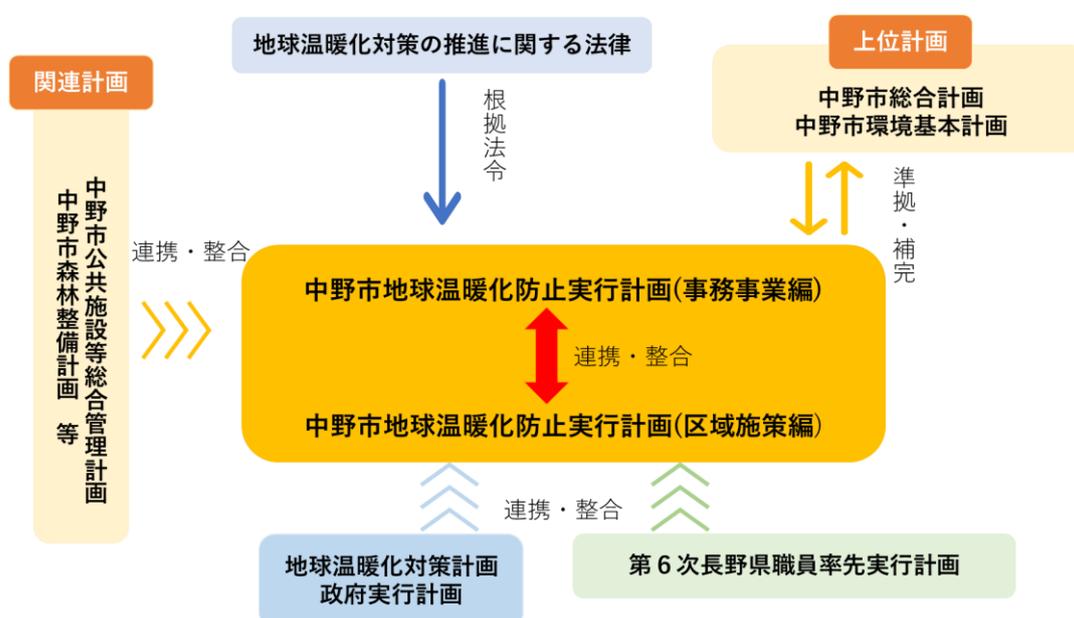


3. 計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条に基づいて策定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」であり、上位計画である「中野市総合計画」、「中野市環境基本計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「政府実行計画」、「第 6 次長野県職員率先実行計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「中野市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」、「中野市公共施設等総合管理計画」及び「中野市森林整備計画」等と連携、整合を図り推進します。

図 2-2 計画の位置づけ



4. 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法に規定されている温室効果ガス 7 種類のうち、本市の事務事業の実施により排出される、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）を対象とします。

5. 対象とする事務・事業の範囲

対象とする事務・事業は、市が行っている全ての事務・事業とし、管理業務委託や指定管理者制度等により外部機関等が管理・運営等している施設については、温室効果ガス排出量の算定対象に含めることとしますが、温室効果ガス排出量の削減等の措置については、受託者等に対し、可能な限り取組を講じる

よう依頼することとします。

対象とする組織・施設の範囲は、市長部局、教育委員会、各行政委員会の事務局及び当該組織が管理・運営を行う施設（車両含む）とします。

なお、対象組織・施設は、今後組織改編等があった場合には、計画の進行管理の際に必要な応じて見直すこととします。

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画では、平成 25（2013）年度実績における温室効果ガス排出量を基準とし、エネルギー使用量に排出係数を乗じて算出します。

なお、木質チップや木質ペレットのようなバイオマス系燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出については、植物により大気中から吸収された二酸化炭素が再び大気中に排出されるものであるため、排出量には含めないこととします。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量}^{\ast 1} \times \text{排出係数}^{\ast 2} \times \text{地球温暖化係数}^{\ast 3}$$

※ 1：各施設におけるエネルギー（電気、ガス、灯油等）の使用量

※ 2：地球温暖化対策推進法施行令においてエネルギー種別に定められている係数

※ 3：各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素を基準として比較したもの

2. 温室効果ガスの排出状況

基準年度（平成 25（2013）年度）と、現状（令和 4（2022）年度）における温室効果ガス総排出量は、それぞれ以下のとおりでした。

基準年度

平成 25（2013）年度の温室効果ガス排出量・・・9,836.10 t - CO₂

現状

令和 4（2022）年度の温室効果ガス排出量・・・7,104.31 t - CO₂

区分	基準年度（平成 25（2013）年度）		現状（令和 4（2022）年度）	
	排出量（t-CO ₂ ）	排出量割合	排出量（t-CO ₂ ）	排出量割合
二酸化炭素	9,826.43	99.90%	7,075.89	99.60%
メタン	0.40	0.004%	1.11	0.02%
一酸化二窒素	7.99	0.08%	25.68	0.36%
ハイドロフルオロカーボン類	1.29	0.01%	1.63	0.02%
合計	9,836.10	100.0%	7,104.31	100.0%

3. 項目別使用量及び温室効果ガス排出量の推移

項目別使用量及び温室効果ガス排出量の推移については下表のとおりです。

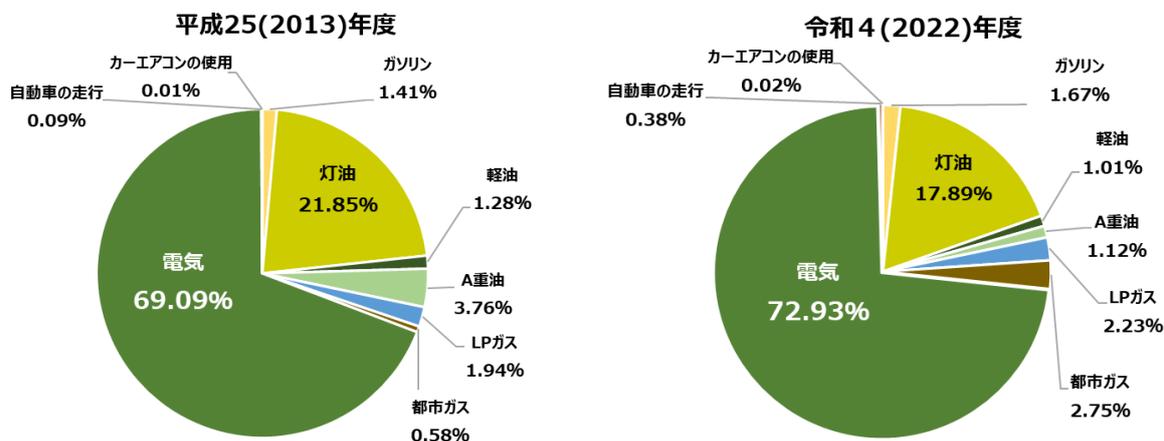
項目	基準年度（平成 25(2013)年度）			現状（令和 4(2022)年度）			排出量 増減率
	使用量	排出量 (t-CO ₂)	排出量 割合	使用量	排出量 (t-CO ₂)	排出量 割合	
ガソリン	59,602 ℓ	138.28	1.41%	51,240 ℓ	118.88	1.67%	-14.0%
灯油	863,309 ℓ	2,149.64	21.85%	510,307 ℓ	1,270.67	17.89%	-40.9%
軽油	48,724 ℓ	125.71	1.28%	27,792 ℓ	71.70	1.01%	-43.0%
A重油	136,300 ℓ	369.37	3.76%	29,460 ℓ	79.84	1.12%	-78.4%
LPガス	63,536 kg	190.61	1.94%	52,740 kg	158.22	2.23%	-17.0%
都市ガス	26,953 m ³	56.87	0.58%	87,749 m ³	195.68	2.75%	244.1%
電気	14,337,441 kWh	6,795.95	69.09%	14,196,726 kWh	5,180.91	72.93%	-23.8%
自動車の走行	1,126,637 km	8.39	0.09%	3,487,017 km	26.79	0.38%	219.5%
カーエアコン の使用	90 台	1.29	0.01%	114 台	1.63	0.02%	26.7%
合計	-	9,836.10	100.0%	-	7,104.31	100.0%	-27.77%

基準年度（平成 25（2013）年度）における温室効果ガス総排出量に占める割合は、多い順に、電気（69.09%）、灯油（21.85%）、A重油（3.76%）、以下 LP ガス、ガソリン、軽油、都市ガスと続きます。

電気・灯油を合計した温室効果ガス排出量は全体の 9 割を超えており、この 2 つが総排出量に対して最も大きく関与しています。

現状（令和 4（2022）年度）における温室効果ガス総排出量に占める割合は、多い順に、電気（72.93%）、灯油（17.89%）、都市ガス（2.75%）、以下 LP ガス、ガソリン、A重油、軽油と続きます。電気・灯油を合計した温室効果ガス排出量は全体の 9 割を超えており、依然としてこの 2 つが総排出量に対して最も大きく関与しています。都市ガス、自動車の走行及びカーエアコンの使用以外の項目において、基準年度と比較して使用量の減少により、排出量は大幅に減少しています。

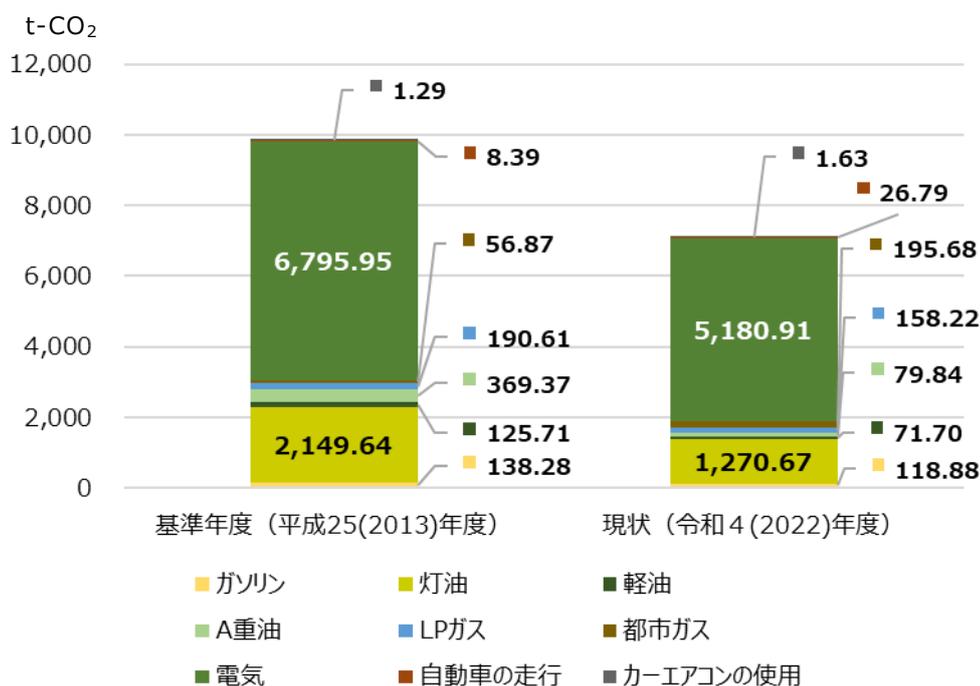
図 3 - 1 項目別排出量の割合比較



4. 温室効果ガス排出量の増減要因と削減に向けた課題

基準年度（平成 25（2013）年度）と現状（令和 4（2022）年度）の総排出量を比較すると、27.77%減少しています。項目別にみると、都市ガスは使用量増加に伴い二酸化炭素の排出量も増加していますが、A重油は8割近い削減となっており、電気、ガソリン、灯油、軽油、LPガスの使用に伴う二酸化炭素排出量についても順調に減少しており、日頃の職員の省エネルギー行動や省エネルギー設備の導入の成果が表れていると考えられます。引き続き、省エネルギー対策の徹底、クリーンエネルギーの創出・利用に努める必要があります。

図 3 - 2 項目別二酸化炭素排出量の比較

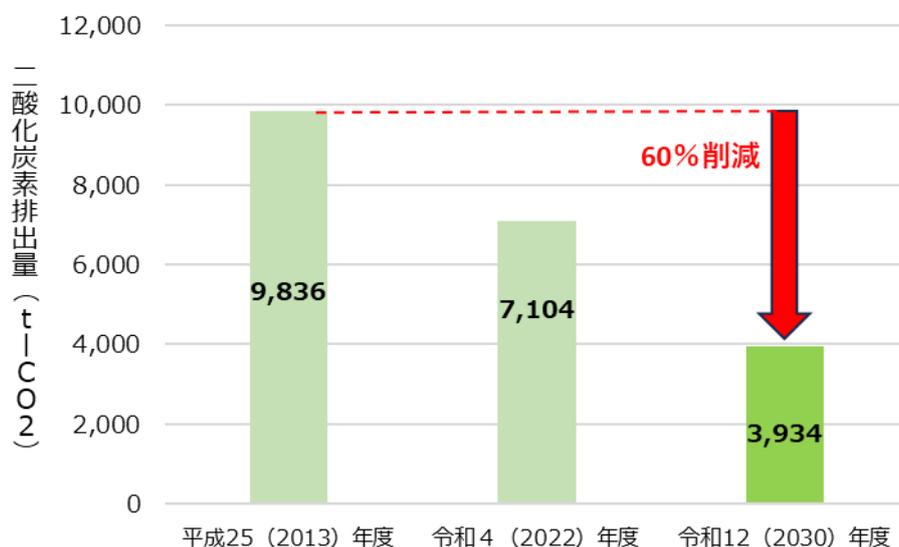


5. 削減目標

令和3（2021）年10月に閣議決定された政府実行計画に掲げる目標が「令和12（2030）年度までに50%削減（平成25（2013）年度比）」と上方修正されたことや、長野県の第6次長野県職員率先実行計画における計画最終年度（令和12（2030）年度）削減目標に準拠し、本計画の削減目標を次のとおりとします。



図3-3 二酸化炭素排出量削減目標



第4章 目標達成に向けた取組

1. 基本方針

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するためには、具体的な取組を掲げ、継続して取り組んでいくことが必要です。また、これにより事務事業の効率化や経費削減にもつながります。

よって、以下のとおり取組方針を設定します。

取組方針

- 【1】 エコオフィス活動の実践
- 【2】 公共施設の環境負荷低減
- 【3】 循環型社会の推進
- 【4】 脱炭素型のまちづくり

2050年
ゼロカーボン

2. 取組における数値目標

項目	目標	現状
太陽光発電の最大限の導入	公共施設及び公有地について、設置可能性を調査し、令和12(2030)年度にはそのうち50%以上に太陽光発電設備を設置することを旨とする。	—
電動車の導入	代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除き、新規導入・更新については、今後全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも令和12(2030)年度までに全て電動車とする。	4.38% (全114台のうち、電動車5台)
LED照明の導入	既存設備を含めた公共施設全体のLED照明の導入割合を令和12(2030)年度までに100%とする。	28.65% [※] (全192施設のうち、LED導入55施設)
再生可能エネルギー電力調達の推進	令和12(2030)年度までに市が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。	4.19%

※公共施設全体のうち、LED照明導入施設の割合。LED照明の全数については今後把握予定。

3. 具体的な取組内容

(1) エコオフィス活動の実践

項目	取組内容
照明	始業前、昼休み、時間外の消灯を徹底します。
	使用していない会議室等の消灯を徹底します。
	照明機器は高効率タイプの積極導入を検討します。
OA 機器	電気機器等の節電対策への取組を徹底します。
	省エネタイプの積極導入を検討します。
空調設備	エアコンを適正温度で運転します。
	冷暖房機は適正運転します。
	クールビズ、ウォームビズの取組を徹底します。
	カーテンやブラインドなどを効果的に使用します。
公用車	公共交通機関を積極的に使用し、近距離の移動は徒歩又は自転車を活用します。
	業務上可能な場合は相乗りを進めます。
	アイドリングストップなどエコドライブの取組を徹底します。
	カーエアコンを適正に利用します。
	次世代自動車の積極導入を検討します。
その他	不要な積載物を載せないため、公用車内の整理整頓を行います。
	自然・再生可能エネルギー設備の積極導入を検討します。
	一斉退庁日を設定し、時間外の電気使用量を削減します。
	エレベーターを適正に利用します。
	ボイラー等を適正に運転します。
	洗車時を含み、水道水の節約を徹底します。
	洗車や散水は、効率的に実施します。
	雨水等は、有効に活用します。
	長期間使用していない電気製品はコンセントを抜き、待機電力の削減に努めます。
庁内 LAN などを活用して、ペーパーレス化を図ります。	

(2) 公共施設的环境負荷低減

項目	取組内容
省エネルギー設備	クリーンエネルギー自動車を導入します。
	エネルギー効率の高い製品を優先的に導入します。
	照明機器の設置、更新時に LED 等の高効率照明を導入します。
	人感センサーや照度センサー等の導入について検討します。
	ESCO 事業の導入による省エネ化について検討します。
	節水機器を積極的に導入します。
	施設の新改築や設備更新の際は、省エネ型の設備や製品を選定します。
	一般財団法人省エネルギーセンターが行う「省エネ最適化診断」を積極的に活用します。
	電気製品のフィルター等は定期的に掃除します。
	先導的低炭素技術（L2-Tech ^{※1} ）認証製品や環境省指定先進的高効率機器一覧に掲載がある機器をはじめ、利用可能な最高水準の技術（BAT ^{※2} ）を持つ高効率機器等を積極的に導入します。
再生可能エネルギーの導入	国等の補助制度や支援策を活用し、設備の導入について検討します。
	木質バイオマスを利用して発電した電気の使用や、ストーブ等の設備を導入します。

※1 L2-Tech：Leading Low-carbon Technology の略。エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらす先導的低炭素技術。

※2 BAT：Best Available Technology の略。汚染物質の環境への排出を最大限抑制する、現実的に利用可能な最新のプロセス、施設、装置。

(3) 循環型社会の推進

項目	取組内容
グリーン購入の推進	国のグリーン購入ガイドラインをもとに、グリーン購入法適用品を購入、使用します。
	古紙配合率の高い再生紙を購入、使用します。
	間伐材や未利用繊維を使用した製品等、環境配慮型商品の利用に努めます。
	長期間使用できる環境配慮型製品を使用します。
廃棄物の削減、資源化の推進	適正分別を徹底し、再資源化を推進します。
	両面コピー・縮小コピーを徹底します。
	ミスコピーの防止を心がけます。
	書類を適正量で印刷します。
	文書管理システム等の活用を図り、紙の節約に努めます。
	古封筒等は再利用を行います。
	マイ箸・マイカップを利用します。

(4) 脱炭素型のまちづくり

項目	取組内容
みどりの保全	植林、間伐等の適切な森林整備及び管理を促進します。
	公園や街路、公共施設の緑化を推進します。
インフラの整備	環境負荷の軽減を図るように配慮した設計、施工となるよう努めます。
	低炭素アスファルトの使用等、公共工事において脱炭素に係る最新技術の導入を検討します。
	グリーンインフラを通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある地域づくりを進めます。
市民・事業者との連携	事業者が環境に関する規格などを取得する際の支援を行います。
	公共交通機関の利用促進や効率的な運用を検討します。
	市の施設利用者に対しても、節電等に対して協力を要請します。
	住宅及び事業所の緑化を奨励します。

第5章 計画の推進

1. 推進体制

本実行計画を推進していくため、職員一人ひとりが地球温暖化防止に対する自覚と努力が必要です。

また、組織的な取組を進める体制は次のとおりとし、中野市環境マネジメントシステムの中で具体的に推進します。

【市長】

実行計画の総括責任者として、実行計画の決定、計画の見直しの決定を行います。

【エネルギー管理統括者】

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、「省エネ法」という。）で規定されているエネルギー管理統括者（くらしと文化部長）は、実行計画を推進していくために必要な取組の指導・指示、対象範囲全体の管理統括を行います。

【エネルギー管理企画推進者】

省エネ法で規定されているエネルギー管理企画推進者（生活環境課長）は、エネルギー管理統括者を実務面で補佐するとともに、専門的な知識から対象範囲全体のエネルギー管理を行います。

【各部長等】

各部長等は、部等内における実行計画を推進するための取組の指導・指示、進捗状況の確認を行います。

【各課長等及び出先機関の長】

各課長等及び出先機関の長は、各所属職員が、実行計画を推進していくための取組を実施し、推進するよう指導・指示を行います。

【エネルギー管理推進員】

各課ごとにエネルギー管理推進員（原則係長級）を置き、計画の進捗管理を行うとともに、その成果を共有し、新たな取組や改善につなげます。

【各職員】

市の事務・事業に従事する全ての職員は、地球温暖化の仕組み、影響を理解し、地球温暖化防止及び実行計画の目標達成のため積極的に取組事項を実践します。

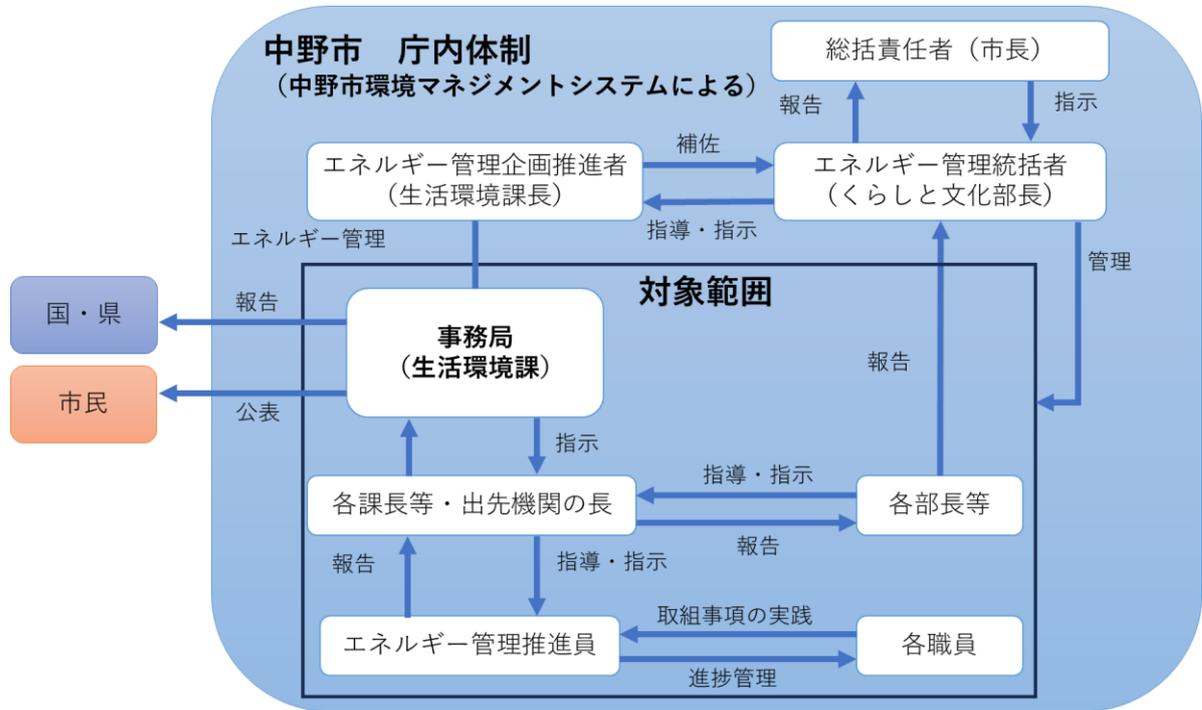
【事務局】

くらしと文化部生活環境課に事務局を置き、実行計画を推進するために必

要な事務を行います。

また、各課等の所管施設のエネルギー使用量を取りまとめ、国及び県に報告するとともに、市民に公表します。

図 5 - 1 推進体制図



2. 計画の見直し、実施状況の公表

(1) 職員研修の実施

職員研修や、新人研修を活用して、地球温暖化問題等に関する研修を実施していきます。また、地球温暖化問題に関するシンポジウムなどへ、職員が積極的に参加することが出来るようにするため、情報の提供をしていきます。

(2) 実行計画の見直し

市の事務・事業の動向や取組状況、施設の新設などを踏まえ、必要に応じ計画の内容の見直しを行います。

(3) 実行計画、進捗状況等の公表

実行計画の策定、変更、進捗状況及び点検結果等については、市のホームページにより公表していきます。

中野市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）
策定：令和6（2024）年3月

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号
中野市 くらしと文化部 生活環境課
電話 0269-22-2111（内線247）
FAX 0269-22-5923